

中央防災会議
第 31 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：平成 24 年 9 月 6 日（木）17:30～18:00

場 所：官邸 4 階 大会議室

1. 開 会

2. 会長発言（内閣総理大臣）

3. 議 題

- (1) 防災基本計画の修正について【決定事項】
- (2) 首都圏大規模水害対策大綱について【決定事項】
- (3) 新たな地震調査研究の推進について【決定事項】
- (4) 防災対策推進検討会議 最終報告について【報告事項】
- (5) 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 報告について【報告事項】
- (6) 災害時の避難に関する専門調査会 報告について【報告事項】
- (7) 南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について【報告事項】
- (8) 会長専決事項の処理について【報告事項】

4. 閉 会

○中川内閣府特命担当大臣（防災） 防災担当大臣の中川正春でございます。それでは、ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりをいただきました。ありがとうございます。今日も、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思えます。

まず、中央防災会議会長であります野田内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○野田内閣総理大臣 東日本大震災の発生から1年半が経過をいたしました。この間にも台風や豪雨等によりまして災害が発生をいたしました。災害で亡くなられた皆様、被災された皆様への心からのお悔やみとお見舞を申し上げます。

先日、南海トラフの巨大地震が発生した場合には、これまでの想定を大きく上回る甚大な被害が発生し得ることが改めて明らかになったところであります。想定を超える災害に備えるため、速やかに具体的な対策を強化していくことが重要であります。

本日は、東日本大震災の教訓、反省を踏まえ、大規模広域災害や原子力災害の対策を強化するための防災基本計画の見直しについて、活発に御議論をいただきたいと思えます。

また、併せて首都圏大規模水害対策大綱の策定等についても御議論をいただきたいと思えます。

本日は、皆様の活発な御議論を期待をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

マスコミの皆さん、すみません。ありがとうございます。

（報道陣 退室）

○中川内閣府特命担当大臣（防災） それでは、議題に移ります。

きょうは8つの議題について一括して説明をした後に意見交換を行いまして、決定事項につきお諮りをしたいと思います。

議題については、中央防災会議幹事会会長であります郡内閣府大臣政務官より御説明をいただきます。

○郡内閣府大臣政務官（防災担当） 防災担当大臣政務官の郡でございます。お手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

議題1～3までが決定事項で、議題4～8までが報告事項でございます。それでは、議題の1から御説明申し上げます。

議題の1、防災基本計画の修正でございますが、今回が東日本大震災の発生後2回目の修正です。お配りしております資料1 - 2が今回決定していただく計画の本文の新旧対照表ですけれども、大変厚い大きなものがございますので、修正のポイントをまとめた資料1 - 1を使って御説明をいたします。

今回の修正では、6月に改正された災害対策基本法及び7月に取りまとめられた中央防

災会議防災対策推進検討会議最終報告を踏まえた内容の具体化と、6月に成立いたしました原子力規制委員会設置法等を受けた原子力災害対策の抜本的な見直しを行っております。資料1-1は、オレンジ色の資料でございます。

まず、「大規模広域対策への対策」といたしまして、大きく3点ございます。

1点目は、「大規模広域災害に対する即応力の強化」について、積極的な情報の収集・伝達・共有の強化、地方公共団体間の応援・受援計画の作成や相互応援協定の締結、複合災害の発生に備えた対策本部間の連絡・調整や訓練を行うこと等を定めております。

2点目は「被災者への対応改善」について、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入や、自治体の区域を越えた被災者の受入れ協定締結の推進等を定めております。

3点目が「地域の防災力向上」について、住民による災害教訓の伝達伝承や、女性や障害者など多様な主体の参画について定めています。

次に右側、原子力災害対策については大きく5つの点を見直しております。

1点目は、「政府の原子力災害への対応強化」について、初動時から原子力規制委員長を始め専門スタッフを緊急参集させるなどして官邸の意思決定及び情報発信機能の強化を図ります。

2点目は原発事故の収束活動、いわゆる「オンサイト対応」について、事業者に原子力レスキュー等を整備させるとともに、平時から防災訓練を通じて自衛隊、警察、消防、海保等との連携活動を強化いたします。

3点目は住民の避難等、いわゆる「オフサイト対応」について、自治体にあらかじめ緊急時の即時避難計画の策定を求めること、避難に必要な SPEEDI の予測結果の公表手順の明確化、各省が一体となって避難後の生活から帰還までの支援に当たる原子力被災者生活支援チームの設置等を定めております。

4点目は、防災インフラについてテレビ会議システムや衛星通信の整備による緊急時の通信機能の多重化、現地の対策拠点となるオフサイトセンターの施設基盤の強化を定めています。

5点目は「事後対策」について、原子力緊急事態の解除後も政府が健康相談や除染等に責任を持って対応することを明記しております。

議題の1の説明は、以上でございます。

次に、議題2の「首都圏大規模水害対策大綱」について御説明をいたします。資料2-1を御参照ください。

本大綱は、中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会が平成22年4月に報告を取りまとめたことを踏まえまして、今回初めての水害対策に関する大綱として作成したものでございます。

本大綱案では、利根川や荒川の洪水、氾濫などにより、首都圏で大規模な水害が発生した場合には広大な地域が浸水し、浸水深も深くなることを想定しています。このため、適時・的確な避難の実施により人的被害を軽減するため、「広域避難対策の強化」「避難率の

向上」、地下空間等における被害軽減の対策等を推進するとともに「氾濫拡大の抑制と排水対策の強化」や「水害を想定した土地利用・住まい方への誘導」等を進めることとしております。今後は、関係省庁や地方公共団体と連携しながら、広域避難の考え方を整理して具体的な避難行動が可能となるよう、対策を進めてまいります。

議題2の説明は、以上でございます。

続きまして、議題3の「新たな地震調査研究の推進について」の御説明でございます。資料3-1を御参照ください。

地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究を一元的に推進する機関として文部科学省に設置されております。平成21年4月に、地震調査研究の方針を示す計画である「新たな地震調査研究の推進について」が策定されておりますけれども、今般、東日本大震災を踏まえまして改定案が取りまとめられております。

本件につきましては、後ほど地震調査研究推進本部の本部長でございます文部科学大臣から御説明があると伺っております。

続きまして、議題の4でございます「防災対策推進検討会議最終報告」について御説明いたします。資料4-1を御参照ください。

本最終報告は、ゆるぎない日本の再構築を目指した防災対策全般の政策提言でございます。報告は、前文と4つの章から成っております。第1章では副題にあります災害に強くしなやかな社会の構築のための「災害対策に取り組む基本姿勢」を示しています。

基本姿勢の内容といたしましては、災害から国民を守り、国を守ることは政治の究極の責任であること、「国難」ともいふべき大規模災害を意識すべきこと、そして「防災の主流化」を通じ、可能な限りの備えを怠らないことなどを指摘しています。

次に、第2章では「防災対策の基本原則」を提示しております。「前提となる事項」のほか、「事前の備え」「発災後の対応」「被災者支援と復旧・復興」に関して13項目の基本原則を示しています。

続く第3章は、第2章の基本原則を踏まえまして「今後重点的に取り組むべき事項」を示しております。各分野にわたる提言事項を網羅しているところでございます。

結びの第4章では、今後の防災対策の拡充、充実に向けて必要な制度の早急な改善・拡充、具体的な対策の推進、実施状況を定期的・継続的に把握・点検することによる防災制度・対策の更なる改善を提言しております。

議題の4の説明は、以上でございます。

続きまして議題の5でございますけれども、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告概要」について御説明いたします。資料5-1でございます。

本報告は、中央防災会議の地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会において、平成24年3月に報告されたものです。

本報告は、比較的被災範囲の狭い直下型地震であっても、市町村単独での対応では限界があることから、さまざまな支援が必要であって、その際、とりわけ都道府県が果たすべ

き役割が極めて重要であるとしています。このため、主として都道府県や市町村における今後の地震防災対策に役立てることができるよう報告を作成するとともに、本報告と合わせて『地方都市等における地震対応のチェックリスト』と『地震対応の事例集』を作成しています。

議題の5については、以上でございます。

続きまして、議題の6の説明でございます。6-1を御参照ください。

この報告は、中央防災会議の災害時の避難に関する専門調査会において、平成24年3月に報告がされたものでございます。同報告は、避難について退避や垂直移動を行う「緊急的な行動」と「仮の避難生活を送る行動」の2つに分類して考え方を明確化したほか、「避難準備情報、避難勧告、避難指示の実効性の向上」、「各主体の防災リテラシーの向上の徹底」等について示しています。

議題6の説明は、以上でございます。

続きまして議題7、「南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」の御説明です。資料7-1でございます。

本件は、南海トラフの巨大地震モデル検討会におきまして、南海トラフ巨大地震による10mメッシュの津波高、浸水域の推計を第二次報告として取りまとめていただき、また南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループには人的、物的被害想定第一次報告を取りまとめていただいたものです。

今回公表いたしました震度分布、津波高は東日本大震災で得られましたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの地震、津波を推計したものです。また、被害想定は今後の防災対策に役立てるために算出したものでありまして、併せて対策を実施すれば津波による死者数が最大でおよそ9割減少するなど、防災対策が進捗した被害軽減効果についても算出をさせていただきました。

議題7の説明は、以上でございます。

続きまして、議題8の「会長専決事項の処理について」を御説明いたします。資料の8を御覧ください。

前回の中央防災会議以降、本日までの間に東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化に係る通知の発出、地域防災計画の修正、激甚災害の指定など、合わせて14件を会長専決いたしましたので御報告をいたします。

長い説明になりましたが、説明は以上でございます。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） 一度にやっていたいただきましたので、ちょっと時間を取らせていただきました。

それでは、審議に移りたいと思います。

まず、議題1につきまして細野原発事故収束担当大臣から発言を求められております。

細野大臣よろしく申し上げます。

○細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣 資料1-1の右側で、「原子力災害への対

策」として挙げられている部分について発言をさせていただきます。

昨年の東京電力福島原子力発電所の事故以来、原発事故収束・再発防止担当大臣として原子力規制委員会の設置や原子力災害対策特別措置法の改正など、原子力防災の見直しに携わってまいりました。

今回、原子力規制委員会の設置を前に、防災基本計画においても新たな原子力防災の在り方が明確化されることになり、御協力をいただきました関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

今後、専門技術的な事項を担当する原子力規制委員会と政府全体の原子力防災への取り組みを推進する原子力防災会議が設置されます。私としても、本日取りまとめられました防災基本計画の内容が関係機関による現実の対応に十分活かされるよう取り組んでまいります。

防災対策につきましては、今回の教訓も踏まえまして、ここまでやれば十分ということはありません。不断に改善をしていくことが重要でございますので、引き続きまして関係機関の皆様には御協力をいただけますように心よりお願いを申し上げます。

以上でございます。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） 次に、議題3につきまして文部科学大臣から発言を求められております。

平野大臣よろしく申し上げます。

○平野文部科学大臣 地震調査研究推進本部の本部長を務めております平野でございます。

地震本部は平成7年の阪神・淡路大震災を契機として設置され、地震防災対策の強化、特に地震による被害軽減を目的として、これまで政府の地震調査研究を進めてまいりました。

しかしながら、昨年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、地震津波により広域にわたる被害を受け、死者、行方不明者合わせて2万人という極めて大きな人的被害が生じました。

地震本部としてはこのことを重く受け止め、東日本大震災における課題教訓等を踏まえ、平成21年4月に策定した政府の地震調査研究の方針である新たな地震調査研究の推進についての見直しに向けて、昨年12月から議論を重ねてまいりました。今般、見直し案を取りまとめましたので、地震防災対策特別措置法に基づき、本会議にお諮りを申し上げたいと思います。資料3を見ていただきまして、簡単に御説明を申し上げます。

第1の「地震長期予測」につきましては、今回の東北地方太平洋沖地震の発生の可能性を十分に検討していなかったという課題を踏まえ、先般、被害想定が発表されました南海トラフの巨大地震を含めて、マグニチュード9クラスの超巨大地震についても強化が可能となる評価手法の改善を行うとともに、過去の地震発生履歴データ等の充実を図ることとしております。

次のページを御覧ください。第2の「地震の即時予測」や第3の「津波の予測」については、今回の東日本大震災において緊急地震速報の誤報が発生したことや、津波警報の第1報が過小評価になったことを踏まえ、海域の観測モードを積極的に活用するなどして、地震や津波の即時予測技術の高度化に向けた研究を推進することとしております。

第4の「研究成果の社会還元」につきましては、これまでは地震調査研究の成果が必ずしも十分に防災・減災に貢献できていなかったことを踏まえ、防災教育等の支援や工学・社会学分野との連携強化等を推進することといたしております。

以上が、見直しの内容となります。一番重要なことは、地震調査研究の成果が防災・減災対策に貢献することであり、これに留意して地震調査研究を着実に推進していきたいと考えております。関係各府省におかれましても、関係者が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、意見交換に移っていきたいと思います。これらの議題について御質問、御意見等ございましたらよろしく申し上げます。

○泉田委員 新潟県知事の泉田でございます。

東日本大震災を始め、この間の災害を踏まえて、政府におかれましてはタイムリーにかつできるところから順次計画を改定していただいているということで、国民に対しても安心のメッセージを発信していただいているのではないかと深く敬意を表しているところでございます。

1つお願いでございますが、原子力災害との複合災害、特に国民との関心が高く、自治体として専門的な技量、知識を持って対応しなければいけない課題について今のところまだ十分な議論をする機会が得られていないということがございますので、この複合災害、特に原子力災害との複合災害が生じた場合どうなるのか。

今後、より実践に合わせた指針等をつくられると思いますが、自治体と議論する機会を工夫していただけると大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○渡邊委員 消防団長の立場から、一言申し上げたいと思います。

本日の御報告の中で、地震など大規模な災害発生の際の対応が取り上げられております。その場合、住民の自助はもちろん大事でございますけれども、発災した地域では地元の消防団などがいち早く避難、誘導、消火、救助などの活動をする必要があります。

東日本大震災のときも懸命にそのような活動をしておりましたが、その体験の中から明らかになったのは、ここにお持ちいたしました日本消防協会で作りました『消防団の闘い』の中にありますけれども、無線機、安全靴など、基本的な装備が余りにも貧弱であったことです。

特に発生直後など、消防団の活動が重要であることは私どもが一番よく分かっておりますので、これからも皆で頑張りますが、このような装備の改善などにつきまして特段の御支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、この『消防団の闘い』という本は日本消防協会で作りましたけれども、各省庁の方にお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ほかにございましたらどうぞ。

○川端総務大臣 今、渡邊委員様からお話をいただきましたが、東日本大震災では実は254名もの多くの殉職者を出してしまいました。改めて御冥福をお祈りするとともに、その行動には心から敬意を持って感謝を申し上げたいと思います。

このことを踏まえまして、大規模災害時における消防団活動の在り方について、消防庁に検討会を設けて議論を進めてまいりました。3月には中間報告として消防団員の活動時の安全確保策について取りまとめていただき、8月30日には消防団の装備、教育訓練等の充実、若者が入りやすい消防団の在り方、地域の総合的な防災力の向上のための取組み等について報告書としてとりまとめられました。

この報告書を受けまして、その内容を来年度予算の概要要求等に反映させていきたいとともに、今月から消防団の中堅幹部団員等を対象とした安全対策のための研修会を47都道府県で開催、また消防団や自主防災組織に対する理解を促進するためのシンポジウムも全国10か所で開催してまいりたいと思ひまして、いろいろな角度から今、現場からの御提起がありましたことも含めて消防力の強化に努めてまいりたいと思っております。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

では、私の方からも2点ほど申し上げます。

先ほど複合災害、特に原子力のお話が出ましたが、私の方も連携をしてトータルで政策として成り立っていくようにやっていきたいと思っております。

それから、平野大臣の方から地震について改めてその研究推進について出ましたけれども、その成果が着実に防災・減災に利活用されるように内閣府が行う被害想定の見直し、シミュレーションといいますか、これとやはり連携をさせていかなければならないと思っております。そうしたトータルなこれからの計画というものをしっかり進めていきたいと思っております。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしたら確認をさせていただきたいと思ひますが、議題1、2及び3について原案のとおりということではよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。各案件について、原案のとおり進めることといたします。

それでは、官房長官から一言お願いをいたします。

○藤村内閣官房長官 どうもありがとうございます。

きょうの中央防災会議におきまして議題1、2、3、防災基本計画の修正、それから首都圏大規模水害対策の大綱、さらに新たな地震調査研究の推進ということについて決定をいただきました。

今後は、今回決定されました防災基本計画や、防災対策推進検討会議の最終報告も踏まえ、関係府省庁が連携をしまして構成、組織、予算等、推進方策を具体的に検討し、その実行に取り組んでいただきたいと思います。

また、首都直下地震対策や南海トラフの巨大地震につきましては、検討会議のもとにワーキンググループにおいて引き続きしっかりと議論を進めていただいております、更なる防災対策の充実、強化を続けてまいります。

引き続き、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

それでは、最後に総理から一言お願いをいたします。

○野田内閣総理大臣 防災基本計画の修正、首都圏大規模水害対策大綱の決定に当たり、皆様に御尽力をいただき感謝申し上げます。

各大臣にあつては、本日の決定を受け、更なる防災対策の充実強化に向け、防災担当大臣を中心に政府横断的に精力的な検討を行うとともに、各省庁が連携して防災対策を着実に推進していただきたいと思います。

今後も、災害に強い国づくりに向け、全力を挙げて取り組んでまいり所存です。皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、締めくくりに挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○中川内閣府特命担当大臣（防災） それでは、皆さんありがとうございます。今後とも災害対策の一層の充実に努めてまいりますので、委員各位におかれましても御協力をよろしくをお願い申し上げます。

本日の審議の内容等につきましては、この後の会見におきまして、私の方から記者発表をするということにいたしたいと思います。

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。